

私たちは不動産コンサルティングのプロ集団です

### 不動産の悩みを解決する ワンストップサービスを提供

不動産のお悩みは、不動産の問題だけでなく、税務や法律面など、様々なことが絡み複雑です。当社のワンストップサービスなら、不動産に関する問題をトータルに解決することが可能です。私たちに、ぜひご相談ください。

**お客様本位の不動産コンサルティング**

<b>賃貸地の整理・権利調整</b>	<b>不動産有効活用</b>
<b>賃貸経営</b>	<b>不動産売買</b>
<b>相続対策・資産継承</b>	<b>不動産セカンドオピニオン</b>

株式会社 市萬  
ICHIMAN CORPORATION

TEL 03-5491-5200  
FAX 03-5491-5255  
URL <https://ichiman.co.jp/>

代表者：代表取締役 西島 昭 資本金：3,000万円  
設立：1999年9月28日 免許番号：東京都知事(5)第77902号  
本社：〒158-0097 東京都世田谷区用賀四丁目10番3号  
世田谷ビジネススクエアビルズII6階

## 一度食べてみて ください!!

行列ができる高級食パン店の  
仕掛人岸本拓也氏プロデュース  
世田谷区(用賀)に初出店!!

「おめぎの幸せ」  
毎にこだわり、高級食材の生クリーム、国産バターを使用した、キモチよくふわふわとしたおめぎの幸せの生地に、ジューシーなキヌカサンドレーズをふんだんに詰め込みました。

「完熟モーニング」  
とろとろとした食感の完熟パン、もちもちとした食感のキヌカサンドレーズをふんだんに詰め込みました。

高級食パン専門店  
くちどけの朝じやなきや!!

東京都世田谷区用賀4丁目11-14-1F 用賀駅北口徒歩1分  
TEL 03-3700-9575 営業時間 10:00~20:00  
定休日/月曜日(祝日の場合は水曜日)  
www.kuchidoke-no-asa.com  
※売り切れ次第終了とさせていただきます。

「よーがや」は地方の特産品を集めた食のセレクトショップです。

特産品のセレクトショップ  
**よーがや**

# YOGAYA

田園都市線の用賀駅から徒歩1分!

**よーがや**  
☎03-6805-7378  
東京都世田谷区用賀4-3-13  
営業時間：10:00~18:00 定休日：日曜定休(お盆・年末年始は除く)

ご葬儀が  
終わった後に、  
ご家族の笑顔が  
見たいから...

清水葬儀社 用賀本店  
都人材支援・私学共済指定店  
山手葬祭協同組合 加盟

<https://www.shimizusogi.com/>  
世田谷区用賀2-38-10

株式会社 **清水商店**  
☎03-3700-3568

玉川だより 令和2年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会 制作/玉川納税貯蓄組合連合会 広報部 電話03(3700)4400

よっきー&よっきーじい (用賀商店街振興組合)

# 玉川だより

第126号  
令和2年2月15日  
玉川納税貯蓄組合連合会

## 特集 用賀商店街振興組合

### 目次

令和元年度納税表彰式	2	一日税務署長・協賛企業広告	11
納税表彰式祝賀会・受彰者の言葉	3	玉川納税貯蓄組合連合会研修会 〈よくわかる軽減税率・相続の基礎と民法改正〉	
中学生の「税についての作文」表彰	4	令和元年度納貯功労者表彰式 東総連新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会	12
「文部科学大臣賞」等受賞作品 税についての作文	5~7	令和2年新春セミナー・懇親会 電子申告利用・消費税完納推進宣言式典(用賀商店街)	13
尾山台フェスティバル 税を考える週間キャンペーン(中町商店会)	8	玉川税務署からのお知らせ	14~15
城南地区協議会・協賛企業広告	9	区役所からのお知らせ	16
【新企画】この人に聞けば地域がわかる 街を知る「The KAO」~用賀商店街エリア~	10	都税事務所からのお知らせ	17
		協賛企業広告	18~20

## 令和元年度 納税表彰式挙行される

令和元年11月12日(火)、東郷記念館(渋谷区神宮前)において、「令和元年度玉川税務署長納税表彰式」が挙行されました。

当日はご来賓の東京都世田谷都税事務所長をはじめ関係官庁並びに各税務協力団体から多数の方々のご臨席を賜り、天候にも恵まれ、厳粛かつ晴々とした式典となりました。

受彰されました皆様方は各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

### 受彰者

#### 玉川税務署長表彰受彰者

関口 安夫 様  
望月 一美 様  
竹之内 保 様  
井上 俊治 様  
大嶽 公彦 様

#### 国税庁長官表彰受彰者

大塚 繁夫 様

#### 東京国税局長表彰受彰者

白井 幹雄 様

#### 玉川税務署長感謝状受彰者

小館 洋 様  
石垣 康裕 様  
兼益 宏行 様  
田中 武雄 様  
松山 仁 様  
水越 功 様

東京税理士会玉川支部  
世田谷区立砧南小学校



## 納税表彰式祝賀会

令和元年11月12日(火) 東郷記念館にて

厳かに執り行われた表彰式に続き、東郷記念館にて玉川税務懇話会主催の祝賀会が和やかに始まりました。玉川納税貯蓄組合連合会からは、玉川税務署長表彰を関口安夫副会長、玉川税務署長感謝状を小館洋副会長が受彰されました。おめでとうございます。

会場内では、各団体の受彰者の方々を囲んでの記念撮影も華やかな一場面となりました。会場内も和やかな雰囲気の中、楽しいひと時を皆様と過ごし、名残惜しまれながらお開きとなりました。

広報部担当副会長 廣部雅子



### 玉川税務署長表彰 研修部担当副会長 関口安夫 様

この度は荣誉ある賞をいただき、身の引き締まる思いです。幸署長はじめ先輩諸氏、ならびに会員の皆様のお力添えに感謝申し上げます。

表彰の荣誉に恥じぬよう、納税意識の高揚と啓蒙活動に努力していく所存です。

ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

### 玉川税務署長感謝状 青年部担当副会長 小館洋 様

この度は感謝状を頂き、誠にありがとうございます。

幸玉川税務署長をはじめ諸先輩方、ならびに会員の皆様のお力添えに感謝申し上げます。

まだまだ未熟者ではございますが、今後も納税意識の高揚・完納推進・租税教育・啓蒙活動等に、より皆様の力になれるよう努力してまいります。

今後ともご指導、ご鞭撻の程、宜しく願い申し上げます。

撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

## 令和元年度 中学生の 「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、最も大切な事業活動の一つです。

私共も玉川税務署管内の12校から1,082編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、9月25日に選考会を開催し、38編の入賞作品が決定、年内に賞状及び副賞の贈呈をさせていただきました。なお、玉川税務署長賞などに入賞された一部の方々は、11月12日の納税表彰式で授与されました。また「税を考える週間」にあたり、上位入賞作品を玉川高島屋連絡地下通路と世田谷区立中央図書館で展示させていただきました。また尾山台地区会館でも1月28日～3月27日まで展示予定です。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所、東京税理士会玉川支部の皆様にご心より御礼申し上げます。



上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	西崎 友佳子	科学の未来を支える税金	文部科学大臣賞
世田谷区立玉川中学校	宮川 あゆみ	未来につながる税	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	瀧 海智	もっと税に関心を！！	東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立砧南中学校	岸田 麻佑	私が考える納税の意義	玉川税務署長賞
聖ドミニコ学園中学校	山口 藍梨	互いの小さな支え合いが大きな未来へ	玉川税務署長賞
世田谷区立八幡中学校	ヨハンソフ フィリップ	私たちの「宝物」	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	正力 匠郎	社会の礎	世田谷都税事務所長賞
世田谷区立玉川中学校	池田 菜々香	税金は笑顔を作り出す	世田谷区長賞
世田谷区立瀬田中学校	松本 彩葉	どこかで必要としている「あなた」に	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)

## 文部科学大臣賞 『科学の未来を支える税金』

東京学芸大学附属世田谷中学校  
三学年 西崎 友佳子



今年7月、小惑星探査機「はやぶさ2」が小惑星リュウグウの地表と地下の岩石を採取することに成功したことが、大きなニュースとなった。2010年には、はやぶさ初号機が、プロジェクト中に発生した様々なアクシデントを乗り越えて地球に帰還し、映画化された物語を家族と見に行つて、感動した思い出がある。

こうした宇宙探査プロジェクトを行っているJAXA(宇宙航空研究開発機構)には、運営費交付金などの国の資金、つまり税金が使われている。日本の宇宙開発予算は世界屈指の規模であり、国際宇宙ステーションの運営にも、アメリカに次ぐ資金を分担しているという。

税金が科学の研究開発に使われる意義とは何だろうか。小惑星のかけらを持ち帰ることは、私たちの生活に、直結して役立つわけではない。しかし、はやぶさプロジェクトによって、私たちは、新しい発見に心躍らせ、私たちの生きる太陽系や惑星がどのようにできたのか、地球外生命体はいるのかなどと想像を広げることができる。人々に、未知の世界を知ろうとする好奇心や、未来への希望や大きな視野を与えているのではないだろうか。

現在では、民間企業によるロケット打ち上げも盛んになっていて、「宇宙ビジネス」や「商業衛星」という言葉も聞かれるが、ビジネスとして成り立つまでになったの

は、国が多額の資金をかけて開発してきた技術や知識の積み上げが基礎にあったからだと思う。

科学には、すぐに役立たなくても、利益に結びつかなくても、長い目で見れば、人類の発展に繋がる分野が多くある。そうした分野は利益を出す必要がある民間での基礎研究は難しいので、広く人々が出し合った税金によって支えられる必要があるのだと思う。私も将来、自分が納めた税金が、そのように使われていれば、嬉しい気持ちになるだろう。

私には、将来、研究医になりたいという夢がある。大学などの機関で研究するときには、国から研究助成金を受けると思う。税金を使っているからには、人々の助けになる研究をしたい。人体の謎を解き明かし、病気の治療法、予防法を開発することができれば、月日はかかっても人々の役に立つと信じて頑張っていきたい。

一方で、私は研究内容を分かりやすく説明し、多くの人に知ってもらおう工夫にも取り組みたい。そうすることが、病気に苦しむ患者さんの希望になったり、子供たちが科学に興味を持つきっかけになればいいと思う。

また、それは、税金が有効に使われていることを広く国民に理解してもらうことにもなると思う。税金は、未来に向けた人類の探求を支えているのだ。

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『未来につながる税』

世田谷区立玉川中学校 三学年 宮川 あゆみ

どの国にも税金はあり、私達は国に対して納税の義務を負っています。そしてその税金は、困っている人を助けたり、地震や災害が起きたときに、復旧や復興のために使われます。

それではもし、国民が税金を払わなかったらどうなるでしょうか。地震や大雨などで被害を受けた時に、自己解決をしなければならなくなったり、病院や歯医者で高いお金を支払わなければならなくなったり、急病の際に救急車を呼べなくなったりするかもしれません。また街から警察官がいなくなったり、ゴミが回収されなくなってしまうかもしれません。このように、私たちは税金を払うことによって日々の暮らしや社会の安全や秩序を維持できているのです。

私は今、区立中学校に通っています。私の学校生活のほとんどは税金でまかなわれています。両親が払っているのは、ほんの少しの給食代と教書代だそうです。また海外の日本人学校に通っていた時でさえ払っていたのは3千ユーロほどで、ほとんどは税金によって日本にいて同じ教育を受ける事ができていました。私は日本人として教育を受ける権利を充分に受けていますが、それは両親を含め大人の人が税金を納めてくれるからなのです。教育は大切です。豊かに暮らすために欠かせないものです。しかし世界中の全ての子供が教育を受けられるわけではありません。私たち子供は、教育を受けて立派な大人

になり、社会に貢献して次の世代へ引き継ぐ役割を担います。つまり、社会のしくみはすべて循環していて、それを動かす重要な要因の一つが税金なのです。

2019年10月から消費税が10%になる予定です。世の中には、消費税反対の意見もよく聞きますが、反対する事は正しいことでしょうか。私たちは今、世界から見ても十分に整えられた社会の中で生活しています。社会の安全、福祉、インフラ、教育、医療のどれをとっても十分すぎるほどです。以前住んでいたドイツですら、夜の高速道路は真っ暗でした。無人になるかもしれない道路に明かりをともしたりはしません。安全は自分で確保するのです。その前に住んでいたポーランドでは高速道路は一年中工事をしたり、それが中断しているところだけでした。予算が足りなくなるとストップするのだそうです。

私たちは日本の社会の土台となっているものが当たり前ではなく、手厚いサービスの元に暮らしていることを思い出さなければいけないと思います。そのすべては私たちが払う消費税、両親たちが払う所得税、会社が支払う法人税などから産み出されたものです。税金とは、子供から老人まですべて人が今受けている安全で快適な社会生活を継続するために必要な礎なのです。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『もっと税に関心を!!』

東京学芸大学附属世田谷中学校 三学年 瀧 海智

今、少子高齢化が急速に進み超高齢化社会の日本。生産年齢人口が六割を切り、働き手が不足している中で、社会保障の財源確保が大きな課題となっています。10月1日からの消費税10%への引き上げはこの公的保障の財源確保のため、というのが大きな理由です。これが所得税や法人税でなく消費税が引き上げられるのは、消費税というものが特定の世代や人に負担が集中することなく国民みんなが平等に負担する税制度で財源確保の手段として適切だと考えられているためです。でも私は消費税が平等で、財源確保の手段として適切だとは考えません。

そもそも消費税は間接税であり、所得税や法人税などの直接税とは仕組みが全く違います。一見、間接税は所得の高低に関係なく税率が一定であるため平等であるように感じられる。これが間接税で謳われる「水平的公平」というものです。でも私は間接税が公平ではないと思います。なぜなら所得額が低い層になるほど税負担率が高くなっていく傾向にあるからです。例えば月収30万円の人と月収が300万円の人がいて両者が全く同じ物品を購入して生活していると考えた場合、割合的にいうと前者は後者の10倍もの額を納税する必要があります。つまり、経済的に弱い人に負担が行ってしまうのです。

また、間接税は納税義務者と税負担者が異なるというのが特殊な点です。そのため、増税されるとその差額を転嫁できず自分で負担しなければいけません。これはどういうことかという、消費税というのは消費者が払ったものをそのまま店の人が納めるというイメージなので、本来なら税率が上がれば小売業者は売値にその分を上乗せして税込価格を高くしないといけません。でも今のような安売り競争の中で値上げすることは難しいと思います。なので小売業者は増税分を自腹で納めるしかない、ということが起きてしまいます。ここでも零細企業、つまり弱いものに負担が行ってしまう。

私はこのようなカラクリがある消費税は平等な税制度とはいえないと思います。常に弱者に負担が行く消費税はまるで『弱者いじめ』のようです。消費税増税が社会保障の充実のためにかかせないといわれているが、私はもっと消費税に頼らないような見直し——例えば、応能負担原則に基づいて所得税や法人税の累進税率の拡大が必要だと考えた。仕組みを理解し、今の税制度を把握することも納税者として大事なことだと思います。自分も消費税を納める一納税者として、年齢など関係なく、税に関心を持つべきだと思います。

玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞

『私たちの「宝物」』

世田谷区立八幡中学校 三学年 ヨハンソン フィリッパ

今夏休みの課題、税の作文にわくわくする。それは、私のもう一つの国が高い税金で有名なスウェーデンだからかもしれない。

日本の税金は世界の中でも低く、スウェーデンの税金は高い。そのため、スウェーデン人、日本人と税金について話すのはとても楽しい。例えば、税に対するイメージは日本とスウェーデンでかなり異なる。日本では増税は悪いことのように報道されたりするが、スウェーデンでは必ずしもそうではない。政党が増税を訴えて選挙に勝つこともある。2014年に実際に起こったことだ。

作文を書くにあたり、スウェーデン税理士の祖父にインタビューした。スウェーデンの税制度の大きな特徴は、3つ。

1つ目は、消費税は物によって25%だということ。とても高く驚いたが、例外もあり、食べ物は12%、本や新聞は6%だ。

2つ目、これらの税金は主に福祉に使われる。教育費も税金でまかなわれているそうだ。学校の給食も、大学の授業料も全て無償。

3つ目、世界初の「二酸化炭素税」。環境を守る目的で制定された。

これらの3つの特徴の中で私が特に興味深いと思ったのは、教育費が無償であるということだ。それは、すべての子供が平等に、例えば貧乏な家の子供でも行きたい学校に通えるということの意味する。しかも、教育費が無料なのは子供だけ

でない。例えば、日本人である私の母は、大人になってからスウェーデンで、スウェーデン語を勉強した。教科書代を含め授業料などはすべて無料だったそうだ。「スウェーデン語を学ばせてもらったおかげで、私は今スウェーデンに関する仕事ができているんだよ。スウェーデン語を毎日使い、自分の人生も豊かになったし、スウェーデンという国に貢献している。これも税金が可能にしてくれたんだよ。」と母は言った。ネガティブな印象のある高い税金は、実は国民の幸せと経済の発展を支えているのだなと気づいた。

では、日本もスウェーデンにならって税金をもっと高くすれば良いではないか。でも、そんな私の言葉に対して祖父は、「スウェーデン人の多くは、国民が何か得ることができるならば税金は高くても良いという考え方を持っているんだよ。でも税が高すぎると人々の働く意欲が失ってしまうからいけない。そのせいで国の経済が悪くなってしまうことが、昔はあったんだ。だからバランスが大事なんだよ。」と教えてくれた。私たちの身近に当たり前のように存在する税金。実はとても難しいシステムなのだということを知った。

ちなみに、スウェーデン語で「skatt」は、税金のこと。実はこの言葉には、税金という意味の他に「宝物」という意味もある。国を良くするためにも、私たちの「宝物」に関する知識をもっと深めたいと思った。



◀東京学芸大学附属世田谷中学校

▼左:聖ドミニコ学園中学校

▼右:世田谷区立砧南中学校



# 尾山台フェスティバル

令和元年10月20日(日)

第32回尾山台フェスティバルが10月20日(日)にハッピーロード尾山台にて開催されました。例年は土日の2日間でしたが、今回は1日のみの開催、そして雨天のため19日(土)からの順延でした。演奏やダンスパフォーマンスなどのステージイベントや、尾山台公式マスコット『オッポン』のクイズ、大学生による子供向けワークショップや、相続についての相談会などのブースもありました。模擬店も多数出店し、大勢の来場者で大盛況でした。

玉川納連の模擬店では、毎年恒例の新潟のお煎餅と、手作り豚汁を販売しました。お煎餅は毎回買ってくださる常連さんが年々増えていて、『待っていたわ』なんてお言葉もいただきました。豚汁も大変好評で、たくさんの方から『おいしかったです』と言っていました。



イータ君も応援に駆けつけてくれて、大いに盛り上げてくれました。大鍋で豚汁を調理し



てくださった女性部の皆様、ご尽力、ご協力くださった皆様、そしてご来場くださった皆様、大変ありがとうございました。

広報副部長 日吉清美



## 税を考える週間キャンペーン

令和元年11月6日(水)

中町商店会でのPR

令和元年11月6日(水)午後1時より、中町商店会にて『税を考える週間キャンペーン』が行われました。

国税庁では毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として様々な広報活動を行っています。暮らしを支える税は、国民生活の関わりを理解して頂くことにより、納税意識の向上を図ることが目的です。

玉川納税貯蓄組合連合会は、毎年、玉川税務署、世田谷都税事務所、世田谷区役所と合同でキャンペーンを行っています。今回は納税貯蓄組合連合会秋山会長の地元で行われました。周辺の商店街を2つ

のグループに分かれて戸別訪問しました。国税庁の他に税務署や都税事務所からのお知らせと、カレンダーなどのグッズにお花を添えて、各商店会広範囲に渡るエリアを時間をかけて、税についての話をしながら歩きました。中町商店会の皆様、また、会場をご提供くださった東京シティ信用金庫玉川支店様、ご多忙のなかご同行くださった玉川税務署長、世田谷都税事務所長、世田谷区納税課長始め幹部の皆様、準備に奔走くださった諸先輩方、ありがとうございました。

広報部担当副会長 廣部雅子



## 城南地区協議会

令和元年10月30日(水) 目黒区総合庁舎2階大会議室にて



令和元年10月30日(水)、目黒区総合庁舎2階大会議室にて城南地区全10団体が集結し、城南地区協議会が開催されました。

第1部では幹事団体である目黒納連による租税劇上演が行われ、租税教育活動の事例を学びました。

第2部では新たにグループディスカッション形式で協議会が行われ、地域コミュニティの関わりと新しい形の広報活動について議論が行われました。

玉川納連では、各税務団体、商店街、町会、店舗企業との連携や、税を考える週間、消費税完納推進宣言などのキャンペーン、会報誌「玉川だより」などの広報活動について報告しました。その後、懇親会にて各納連との情報交換後、閉会いたしました。

常任理事 天沼尚之

介護付有料老人ホーム

## アルタクラスセ ニ子玉川



〈アルタクラスセニ子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943

TEL : 03-5797-5144 FAX : 03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21

e-mail : altaclassleft@saint-care.com



セントケア 東京株式会社



昭和42年当時の用賀中町通り  
▼(玉川だより20号表紙)



中学校に材木を使用した可愛らしい花壇や各所の下駄箱も寄贈され、毎日生徒たちを迎えています。また用賀商店街振興組事務局内も長谷川さんの材木が使用され、木の香りに包まれ、温もりを感じる建物です。

長谷川材木店を昭和30年に先代が創業された後、昭和45年に100坪の加工場を上用賀に増設、創業された時代には、中町通りは砂利道、周りはキャベツ畑で玉川の花火大会も観られるようなどかな用賀でしたと懐かしそうに語る長谷川さん。用賀中学校生時代にはサッカー部で全国大会に出場され、高校時代はバスケットボール、大学ではスキーとスポーツマンです。意外にも空手ではないのに驚きでした。空手を始められ16年、現在は松濤館流4段の腕前です。始められたきっかけは、お嬢さんの小児喘息でした。お嬢さんとどちらが先に黒帯になるか競争だ〜と親子で一緒にスタートされる気持ちがとても優しいお父様。良き親子関係に繋がっていると思います。YCC用賀空手道クラブのモットー「強く正しく逞しい人間を目指し、礼節を重んじ、体格に相応しい体力作り」に相応しく、いつも笑顔で礼儀正しい長谷川さんはお嬢様にとっても自慢のお父様でしょう。

用賀中学校の制服は昭和53年以来変わらず、地味(苦笑)などの声も上がっていましたが、長谷川さんはじめ地域の方々のご尽力があり6年かけて話し合いが持たれ、アンケート実施などのお陰で3年前に一新されました。

今回お聞きして驚いたのは、桜の大木に囲まれた用賀中学校校庭の桜は昭和34年創立時に第1.2期生が植樹された桜の木です。桜も創立と同じく60歳です。4月になると見事な桜満開で子供たちも地域の私たちも立ち止まって見惚れる美しい桜です。色々な方々が繋いでくださっていると感じながら観る桜も素敵です。

そして、誠実なお人柄の長谷川さんの想いは子供たちに「母校に誇りを持ってほしい」と願い、良き先輩、後輩の方々、地域の方々と常に一緒に未来のまちづくりをされています。

歴史ある用賀と未来の用賀まちづくりなど、安心できる地域を育まれている活動に感謝申し上げます。

広報部長 村上 妙



長谷川さんから寄贈された花壇と下駄箱 ▲



用賀商店街エリア

有限会社長谷川商店

代表取締役社長 長谷川 聡 (HASEGAWA SATOSHI)  
世田谷区用賀3-27-8 TEL 03-3700-2611

昭和30年創業、今年で創立64周年を迎えた「有限会社長谷川商店」長谷川材木店2代目長谷川聡さん、今号玉川だより126号からの新特集『The KAO』の初回です。

用賀中町通りの本社には「木」の温もり、暖かさ、エネルギーそして香りを感じる材木が並んでいます。

長谷川さんは生まれも育ちも「用賀」。用賀・上用賀地域や用賀商店街と多方面でご活躍されています。長谷川さんのお顔と言え、知らない方はいないくらい！用賀商店街副理事長、用賀・上用賀を拠点とする「総合型地域スポーツ文化クラブ」YCC(ようがコミュニティークラブ)の空手、消防団を務め、平成17～19年の3年間は母校用賀中学校PTA会長を務めました。昨年11月には用賀中学校創立60周年の式典実行委員長もされていました。初回の『The KAO』に相応しい方です。また長谷川さんの原点は「用賀中学校です」と大きな目を輝かせながら語っていたのが印象的です。

当時は高度成長時代、親たちも繁忙でいなく、遊ぶ子どもたちの世界があり、中でも先輩、後輩があった時代です。そして、現在も皆さん地元に残り、良い意味で一生先輩、後輩なので今でもみんなで助け合い、地域や商店街を変えていこうと一つになって進み、次世代に繋ぐ活動をされています。

母校、後輩思いの長谷川さんは、長谷川材木店から用賀

玉川税務署  
一日税務署長  
イベントを実施!!

玉川税務署長賞を受賞した山口 藍梨さん(聖ドミニコ学園中学校3年)、岸田 麻佑さん(世田谷区立砧南中学校3年)の2名に「玉川税務署一日税務署長」に就任いただきました。

玉川税務署では中学生の「税についての作文」募集事業の発展と納税道義のより一層の向上を目的として、初めて「一日税務署長」イベントを実施しました。



▲幸署長から委嘱状が交付されました  
左:山口藍梨さん 右:岸田麻佑さん

イベント当日、山口さん、岸田さんは、幸税務署長から、委嘱状を交付された後、玉川納税貯蓄組合連合会会長及び署幹部との名刺交換や模擬決裁、一日税務署長訓示、



▲玉川署幹部及び玉川納連 秋山会長と記念撮影

CATVの取材対応などの各種イベントを体験しました。

模擬決裁では、玉川税務署管内の概況について説明を受け、概況説明文書への決裁を行い、一日税務署長訓示では、大勢の職員を前に、緊張することなく、とてもいきいきと受賞作文を朗読し、税のあり方や大切さについてそれぞれ意見を述べていました。

また、CATVの取材では少し緊張しながらも、それぞれインタビューに答えていました。

なお、イベントの様子は、CATVで放映され、中学生の「税についての作文」募集や玉川納税貯蓄組合連合会の活動について、大きなPR効果がありました。

新たな出会い・つながり・ひろがり大切に、東京シティ信用金庫です。



玉川支店 世田谷区中町5-31-14  
電話 03(3704)8211

## 玉川納税貯蓄組合連合会研修会開催

令和元年12月19日(木)13:00～15:30 世田谷信用金庫 等々力支店 研修室にて



この度、適切な納税知識の向上・納税貯蓄組合の認知・会員増強を目的とし、研修会を開催致しました。玉川納税貯蓄組合のメンバーを筆頭に、間税会・用賀商店街・地域の皆様や、各会の知人が多く参加して頂き、総勢25名で盛大に実施することができました。

### 【第1部】

#### よくわかる軽減税率

～帳簿の記載方法はどうか変わるの??～

講師：玉川税務署 副署長 野田 真一郎 氏

### 【第2部】

#### 相続の基礎と民法改正

～40年ぶりの大改正！

遺言の書き方、配偶者居住権とは??～

講師：A&K パートナーズ税理士法人

秋山税理士事務所 税理士 渡辺 直樹 氏



第1部で玉川税務署 野田副署長に御講演頂き、新たに実施された消費税の軽減税率についての説明、ならびにそれによる帳簿の記載方法の変更など、決算・確定申告へとても重要な内容を分かりやすくご案内頂きました。

また、第2部では、当会秋山美奈副会長の秋山税理士事務所より、渡辺税理士に御講演頂き、相続税の基礎と、40年ぶりに大改正が行われた民法改正について、分かりやすくご案内頂きました。遺言の書き方の変更や、配偶者居住権など、多くの変更点があり、とても重要な内容でした。また、地元税理士事務所として実感されている、お客様の困りごとや対策事例など、活きたご案内が多く素晴らしい内容でした。

今回の参加者は、世田谷区在住の方、相続での納税や分割対象者となる方ばかりであり、ご質問もいただくなど、とても良い研修となりました。

初めての研修会ということで、なかなか難しい点もありましたが、参加者の方々の真剣な表情と、沢山のメモ書きをされており、お役に立てていることが実感できました。

今後も参加団体様や、地域の皆様へお役に立てる内容を吟味し、定期的に開催していく予定です。今後とも宜しくお願い致します。 青年部担当副会長 小館 洋

## 東総連 令和元年度納貯功労者表彰式 新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会

令和2年1月14日(火) 上野精養軒にて



令和2年1月14日(火)、多数のご来賓をお迎えして、新年恒例の東総連新年賀詞交歓会と納税表彰受賞祝賀会が上野精養軒において、盛大に開催されました。玉川納税貯蓄組合連合会からは、秋山会長、秋山美奈副会長、木村栄理事、私和田の4名が出席いたしました。

近藤会長の新年ご挨拶の後、御来賓代表として東京国税局徴収部長 陰山英隆様、東京都主税局長 塩見清仁様からのご祝辞をいただきました。

玉川納連からは秋山美奈副会長、木村栄理事の2名が受賞しました。厳かに進められた表彰式から一転、賑やかに始まった「新年賀詞交歓会・表彰受賞者祝賀会」では終始和やかな雰囲気、美味しいお料理に舌鼓を打ちながらの会話が弾み、名残惜しいなか閉会となりました。

総務部担当副会長 和田 康弘

## 令和2年新春セミナー・懇親会

令和2年1月22日(水)18:00～ 玉川総合支所(仮庁舎)二子玉川庁舎 第1、第2会議室にて

令和2年1月22日(水)、新春セミナー・懇親会が玉川総合支所(仮庁舎)二子玉川庁舎 第1、第2会議室にて行われました。



### 第1部 新春セミナー

講師に玉川税務署の幸安夫署長をお迎えし、『「国税の組織」と「査察制度」』をご講演いただきました。なかなか知ることができないご経験をふまえたドラマさながらの査察現場の様子などをお話いただき、脱税は刑事事件にも等しい事件であることをお聞きし、納税の重要性を改めて学ぶことができました。話はできるが、資料は持ち出せないという貴重なお話を伺い、納貯主催の税務署長講演は、毎回本当に濃い内容で勉強になります。幸署長ありがとうございました。

### 第2部 懇親会

秋山副会長の司会のもと、大勢の方々をお迎えし、華やかな令和初の賀詞交歓会となりました。秋山会長のご挨拶に続き、ご来賓の方々のご挨拶、野田副署長の乾杯のご発声で会はスタートしました。

ビュッフェ形式で色々な方と名刺交換など、あちらこちらで和やかに懇親の輪が広がったことを嬉しく思います。はずれないお楽しみ抽選会も盛り上がり、短い時間でしたが有意義な会となりました。ご多忙のなかご出席くださいました皆様、また、役員および幹事の方々、ご準備から当日の進行まで隔々にまでお心配りをいただきましたこと、感謝申し上げます。広報部担当副会長 廣部雅子

## 電子申告利用・消費税完納推進宣言式典(用賀商店街)

令和2年2月7日(金) 用賀区民集会所にて



令和2年2月7日(金)午後2時より用賀区民集会所において、用賀商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会による「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典が開催されました。

東京国税局 徴収部 管理運営課長 宮崎和久様、玉川税務署長 幸安夫様はじめ署の方々、世田谷都税事務所長 栗原哲治様、世田谷区納税課長 平原将利様、税務協力団体の会長が出席されました。

天沼実行委員の司会のもと、小林実行委員長をはじめ、用賀商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会が合同で宣言を行いました。

玉川納連では午前中に配布物の袋詰めを500袋用意して準備いたしました。晴天のなか、用賀商店街を4

つのグループに分かれ、各種グッズを人気のイータ君と用賀商店街の顔よつきーと共に個別配布にしました。イータ君とよつきーの周りには、可愛い子供たちが集まり、和やかな雰囲気できPRとなりました。

消費税の完納は私たちの重要な責務であります。明るく、住みよい地域社会を創り、健康で文化的な生活環境を守ることは、私たちが強く望むことであり、これを実現するために「税」は欠くことのできないものであります。この為、私たちは税について自ら正しく申告し、消費税を納期までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかけるキャンペーン運動、この活動の果たす意義と役割を益々推し進めていきたいと思っております。 広報部長 村上 妙

# 玉川税務署からのお知らせ 令和元年年分確定申告

## 申告・納税は期限内に！ 申告・納付期限は

- 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和2年3月16日(月)
- 贈与税 → 令和2年3月16日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 → 令和2年3月31日(火)

## 振替納税を利用すると！ 振替日は

- 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和2年4月21日(火)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 → 令和2年4月23日(木)

振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに、所轄税務署又は振替依頼先金融機関に口座振替依頼書を提出してください。  
確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

## 所得税及び復興特別所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の 申告書作成会場のお知らせ

※玉川税務署内に申告書作成会場はありません。

令和2年 **2月17日(月)** から  
**3月16日(月)** まで

※土、日及び祝日を除きますが、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

**【受付】** 午前8時30分から午後4時まで  
(相談時間は午前9時15分から午後5時まで)

**ベルサール渋谷ファースト**  
渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※申告書作成会場は、3月に入りますと、大変混雑が予想されます。

# パソコンから スマホ 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

**STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス**

👍 税務署に行く手間がかかりません！

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書作成コーナーの利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書作成コーナーの利用者の感想

96%の方が役立つと回答

**STEP 2 申告書を作成**

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

## STEP 3 e-Taxで送信して提出

### マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

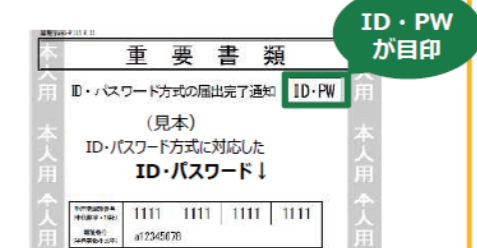
- ① マイナンバーカード



- ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



### IDとパスワードで送信



- ・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

👍 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。





## 世田谷区役所からのお知らせ | 区税だより

### ◎ 特別区民税・都民税の納期限

令和2年度の特別区民税・都民税(普通徴収)の納期限は、

- ◇第1期 6月30日 ◇第3期 11月2日
- ◇第2期 8月31日 ◇第4期 2月1日です。

### ◎ 便利な口座振替のご利用を

特別区民税・都民税(普通徴収)はご指定の預(貯)金口座から自動引き落としができます。

#### ◇振替方法

- ① 各期ごと振替(年4回)
- ② 一年分まとめて振替(全期分を第1期の納期限に前納)

#### ◇申込方法

##### ① 区内金融機関(窓口)へ直接申込

通帳と届出印及び納税通知書をご持参のうえ、世田谷区内の銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行などの金融機関窓口にて用意してある「口座振替依頼書(複写用紙)」にてお手続きください。

##### ② 区が金融機関の代行

納税課、各くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに置いてある「口座振替依頼書(はがき)」に必要事項をご記入・押印のうえポストに投函すれば、区が代行手続きをします。

##### ③ 口座振替受付サービス

(世田谷区役所第1庁舎1階納税課窓口のみ)  
キャッシュカードだけで口座振替の申込ができます。ただしご本人確認のため、運転免許証やパス

ポート等の提示が必要になります。  
一部の金融機関のみとなるため、利用可能な金融機関についてはお問い合わせください。

※令和2年4月10日までに申し込みいただきますと、不備がない限り令和2年度第1期分から引き落としが可能です。特別な事情がない限り、次年度以降も継続して引き落としします。

【お問い合わせ先】世田谷区役所納税課納・税証明係

電話：03-5432-2197

### ◎ 特別区民税・都民税の納税相談

災害・病気・事業不振などの原因により納付が困難となった方は、ご相談ください。

【お問い合わせ先】世田谷区役所納税課納税相談係

電話：03-5432-2208

### 証明書自動交付機サービス終了のお知らせ

総合支所・出張所・まちづくりセンター等の証明書自動交付機は12月でサービスを終了しました。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後は、マイナンバーカードを利用した「**証明書コンビニ交付サービス**」をご利用ください。なお、マイナンバーカードの取得方法などについては下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】世田谷区マイナンバー制度コールセンター

電話：03-5713-7428

私たちのまち

## 世田谷に「ふるさと納税」

### ●ふるさと納税で区の財源が失われています

区民が他の自治体へふるさと納税すると、区の財源である税収が減ってしまいます。過熱する返礼品競争の影響などにより、本来、区に納められる住民税が他の自治体に流出し、平成30年度は約41億円、令和元年度では約54億円の財源が失われています。このまま減収額が拡大していくと、区の行政サービスに影響が出る恐れがあります。

### ●世田谷区民の方も世田谷区にふるさと納税することができます

世田谷区在住の方が世田谷区に寄附を行う場合も寄附金控除の対象になります。寄附で支えあうまちづくりにご協力ください。目的に応じた寄附先を選べます。

○クラウドファンディング ○スポーツ振興のために ○児童養護施設等を巣立つ若者の進学のために ○子育て支援のために ○みどりを守り・増やすために ○福祉のために ○市民活動のために ○文化活動振興のために ○国際交流のために ○教育環境の整備のために ○その他の分野や区政全般に

※世田谷区への寄附に関するお問い合わせは、区ホームページトップ画面 [「区へのふるさと納税のご案内」](#) から詳細をご確認いただけます。【お問い合わせ先】世田谷区役所ふるさと納税対策担当課 電話 03-5432-2190

## 世田谷都税事務所からのお知らせ | 都税だより

### 個人事業税の申告期限は3月16日(月)です

申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和2年3月16日(月)
申告先及び問い合わせ先	世田谷都税事務所 03-3413-7111

### 4月から 固定資産税における 土地・家屋の価格などご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 9時~17時
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所



#### <縦覧できる方>

令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

#### <縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

#### <必要書類>

納税者本人であることを証明できるもの。

※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。

(注) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



みんなのために、ひとりのために

この街と生きていく



用賀支店  
TEL:(03)3700-7126(代)  
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

等々力支店  
TEL:(03)3701-1141(代)  
〒158-0082 世田谷区等々力2-32-11

玉川支店  
TEL:(03)3708-1281(代)  
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

あなたの街のパートナー

**共立信用組合**

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

**☎ 3700-1777**

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、  
地域の発展に奉仕する  
「社会貢献企業」  
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151(代)
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156(代)
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181(代)
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511(代)
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611(代)
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851(代)
駒沢支店 桜新町出張所	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541(代)

信頼の絆を大切にする **城南信用金庫**

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

**SHIBASHIN**  
芝信用金庫

尾山台支店 等々力2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>